

国民年金保険料が変わります

平成八年度から定額一二、三〇〇円
定額十付加一二、七〇〇円

国民年金の月額保険料が四月から左記のとおり変更されます。

定額 一二、七〇〇円
↓一二、三〇〇円
定額十付加一二、一〇〇円
↓一二、七〇〇円

●前納制度を

ご利用下さい。

国民年金の保険料は、毎月納めるようになっていますが納め忘れの防止や、納める手

間をはぶくために、保険料を前納することがあります。四月中に前納されますと、毎月納める場合に比べ割引されますのでお得です。

□座振替をご利用の方は、

三月中に申し出をしないと前納の処理ができません。保険料の前納をご希望の方は、三月中に役場住民課福祉係までご連絡下さい。

☎32-11111 (内線45番)

4月に1年分を前納する場合

	定額保険料	定額+付加
毎月納付 (1年分)	147,600円	152,400円
前納した時 (1年分)	144,040円	148,720円
割引額	3,560円	3,680円

油谷町心身障害者(児)福祉制度

油谷町では、重度心身障害者(児)に対する福祉の増進を図るため、重度心身障害者(児)福祉手当を支給しています。

平成八年度分の支給が受けられる方は次の要件を有する方です。

- 支給要件
 - ①平成八年四月一日現在、油谷町に住所を有する在宅者。
 - ②身体障害者手帳の一級・二級所持者。
 - ③療育手当のA・B所持者。

④施設入所者は、本町出身者で保護者が本町に居住している者。

●申請手続き

住民課福祉係、宇津賀支所
向津具支所へ重度心身障害者福祉手当申請書を提出して下さい。

●期日

平成八年四月二十二日(月)

●手当の額(左表)

療育手当	区分	
	二十歳未満	二十歳以上
B	一級	二二、〇〇〇円
	二級	二〇、〇〇〇円
A	一級	二二、〇〇〇円
	二級	二〇、〇〇〇円
B	一級	八、〇〇〇円
	二級	八、〇〇〇円
A	一級	二二、〇〇〇円
	二級	二〇、〇〇〇円

福祉タクシー助成制度とは

心身障害者の方がタクシーを利用した場合、そのタクシー料金の一部(基本料金)を町が助成する制度です。

●対象者

助成を受けられる方は、油谷町内に住所があり次の要件を有する方です。

- ①身体障害者手帳の一級から三級までの所持者。
- ②精神薄弱者の療育手帳の所持者。

●申請及び利用券の交付

助成を受けようとする方は

油谷町福祉タクシー利用券交付申請書を提出して下さい。

申請書を受理した後、その内容を審査し適当と認められたら福祉タクシー利用券が交付されます。

●利用できるタクシー

大津郡内、長門市内に事業所を有し町長の指定する業者、福祉手当及び福祉タクシー

についての詳しいことは、役場住民課福祉係へおたずねください。

☎32-11111 (内線44番)

児童扶養手当制度を

ご存知ですか

児童扶養手当は、十八歳未満の児童又は、法で定める程度の障害がある二十歳未満の児童を看護(養育)している方で、次のいずれかに該当する母子世帯の母、又は母にかわって児童を養育している人の請求によって支給されます。

- ①父母が離婚した場合。
- ②父が死亡した場合。
- ③父が法で定める程度の障害になった場合。
- ④父が一年以上遺棄している場合。

⑤父が一年以上拘禁されている場合。

⑥未婚の母の子(父から認知された場合を除く)を養育している場合。

ただし、公的年金の受給者、又は父の公的年金の加算の対象となっていない人は受給できません。

なお、支給については所得制限等もありますので、詳しくは役場住民課福祉係へお問合せ下さい。

☎32-11111 (内線45番)